控除を活用していますか?

確定申告の期限は令和3年3月15日までです(5年間申告可)

医療費控除とは、前年1月から12月の1年間に、ご家族の 分も含めて負担した医療費等が一定額を超えたとき、納めた所 得税の一部が還付される制度です。支払った医療費等の金額が 10万円(または総所得金額等の5%)を超える場合、税務署 に確定申告を行うことで、上限200万円まで課税所得額から 控除され、税金が精算されます。





ポイント 「医療費控除の明細書」を 添付しましょう

国税庁ホームページから「医療費控除の明細書」を ダウンロードして、明細を記入し、確定申告書に添付 してください。明細書にかかる医療費の領収書は、ご 自宅等で5年間保管しておく必要があります。

なお、令和2年分の確定申告から、原則として領収書 のみの添付(または提示)による申告は認められませんの でご注意ください。





「医療費のお知らせ」を利用できます

当健保組合が発行する「医療費のお知らせ(医療費 通知)|(原本)を添付することで、明細の記入を省略 できます。「医療費のお知らせ」は紛失しないように、 大切に保管しておきましょう。

※「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費等については、 医療機関からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細 書」を確定申告書に添付し、それらの領収書を5年間保管す る必要があります。



医療費控除の対象となる主な費用

- 医療機関等に支払った診療費
- ●治療のための医薬品の購入費
- ●通院費用や往診費用、出産費用
- ●入院時の食事療養費等の費用 など

医療費控除の計算式

医療費 控除額

1年間に 支払った 医療費等

補てんされる 金額※

10万円 (総所得金額 等の5%のほうが少な い場合はその金額)

※補てんされる金額:健康保険の高額療養費、家族療養費、出産育児 一時金、健保組合の付加金および生命保険の入院給付金など

*詳しくは、国税庁ホームページをご覧いただくか、住所地を管轄する税務署へお問い合わせください。

事業概要

(2020年11月末現在)

被保険者数



2,380人 女 1,731人 4,111人 被扶養者数



1,313 人 1人当たり扶養率 0.32 人

事業所数



9 事業所

平均標準報酬月額



男 351,331 円 女 264,495 円 平均 314,767 円 介護保険第2号被保険者数



1,131人